

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、「株主、お客様、従業員、社会に対する中長期的な企業価値の増大」を図るための経営統治機能と位置付けております。この企業価値増大の実現の担い手かつ実践者である全役員ならびに全従業員が「何をすべきか」また「何をしてはいけないのか」を明確に記載し、法律、社会規範、倫理等についてのコンプライアンスやリスクマネジメントの根幹をなす「芝浦グループ行動基準」を作成し、実践しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1-2-4】（議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳）

現在、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率は比較的低いことから、コスト等を勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を実施しておりません。

今後、機関投資家や海外投資家比率が一定以上となった時点で、実施を検討致します。

【補充原則4-1-3】（最高経営責任者等の後継者の計画）

今後、最高経営責任者を含む将来の役員候補者の計画を策定し、その計画について取締役会にて監督を行うよう、実施に向けた検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4】（いわゆる政策保有株式）

(1) 当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の円滑化および強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得・保有致します。

(2) 政策保有株式の議決権については、当該企業の価値向上に繋がるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかを個別に精査したうえで、議案への賛否を判断致します。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）

当社は、取締役との利益相反取引については、取締役会規則に基づき取締役会で審議を行い、その後も重要な事実を報告することとしております。また、主要株主や関係会社等関連当事者との取引については、第三者との取引と同様、価格等の取引条件の合理性等を審査したうえで、決裁権限規程に基づいた承認手続きを実施しております。

【原則3-1】（情報開示の充実）

(1) 当社は経営理念・企業行動理念を制定し、当社ホームページに掲載しております。

（経営理念・企業行動理念）<http://www.shibaura.co.jp/company/idea.html>

また、決算説明会資料を当社ホームページに掲載しております。

（決算説明会資料）<http://www.shibaura.co.jp/ir/data/material.html>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書「1. 1. 基本的考え方」に記載しております。

(3) 取締役会が取締役の報酬に当たっての方針と手続は、本報告書「2. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

(4) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は、次のとおりです。

（取締役候補者の指名の方針と手続）

当社取締役の任期は1年としており、毎年の定時株主総会にて改選となります。

取締役候補者の指名に当たっては、専門性・経験等の観点から、取締役会が多様性を踏まえ、バランスの取れた構成となるよう配慮したうえで代表取締役社長が候補者案を作成し、独立社外取締役へ趣旨等の十分な説明を行い、助言を得た上で取締役会の審議に付し、その決議により決定致します。

（監査役候補者の指名の方針と手続）

監査役候補者の指名に当たっては、財務・会計に関する適切な知見を有している者を含めて、専門性・経験等の観点から、監査役会が多様性を踏まえ、バランスの取れた構成となるよう配慮したうえで代表取締役社長が候補者案を作成し、独立社外取締役へ趣旨等の十分な説明を行い、助言を得た上で取締役会の審議に付し、その決議により決定致します。なお、監査役の選任に関する議案は監査役会の同意を得て、株主総会に提出致します。

(5) 取締役会が取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の指名についての説明に関しては、株主総会にて取締役・監査役候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類にて当該候補者を候補者とする理由を記載しております。

（株主総会招集ご通知）<http://www.shibaura.co.jp/ir/general.html>

【補充原則4-1-1】（経営陣に対する委任の範囲）

当社の取締役会は、法令や定款に定められた事項および会社経営に関する重要な事項等、取締役会規則に定めた事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けること等により、取締役の職務執行を監督しております。

これ以外の事項については、取締役会規則、決裁権限規程等で、金額等具体的基準を設けて決裁権限を委譲しており、迅速な意思決定を行うこ

とのできる体制としております。

〔原則4-9〕（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）

社外取締役の独立性については、東京証券取引所の定める独立性判断基準等を考慮して判断しております。

また、社外取締役の選任に当たっては、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定しております。社外取締役を再任する場合はさらに、当社社外取締役としての実績についても評価致します。

〔補充原則4-11-1〕（取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方）

当社は、長年培ってきたコア技術を結集して、フラットパネルディスプレイ、半導体、電子部品、光学薄膜等の用途向けに製造装置の開発からサービスまでトータルソリューションを提供する事業を展開しております。

取締役会は、これらの事業活動について適切かつ機動的な意思決定と執行の監督を行うことができるよう、取締役会全体として各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、研究、開発、生産等について専門能力・知見を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーや社会の視点から成長戦略やガバナンスの充実について積極的に意見を述べ問題提起を行うことができる複数の社外取締役により構成することを基本方針としております。なお、定款により16名以内と定めております。

現在、取締役会は、独立役員である社外取締役2名（うち、女性1名）を含む7名で構成されております。

〔補充原則4-11-2〕（役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況）

取締役および監査役（候補者を含む）の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の事業報告や株主総会参考書類等の開示書類に毎年記載しております。

（株主総会招集ご通知）<http://www.shibaura.co.jp/ir/general.html>

〔補充原則4-11-3〕（取締役会全体の実効性の分析・評価）

当社は、毎年、各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、取締役会の実効性を高めるための改善に活かしてまいります。

＜分析・評価方法＞

2017年度の評価においては、2018年3月に全取締役、監査役に対して取締役会の構成、運営、ガバナンスとの関係等に関するアンケート調査（記名方式）を実施致しました。また、その回答結果について社外役員との意見交換を行ったうえで、2018年4月の取締役会にて分析・評価を行いました。その結果の概要は次のとおりです。

＜評価結果＞

当社取締役会は、経営上重要な事項の承認と業務執行の監督を適切に行うための取締役会の実効性が十分に確保されていると評価致しました。

＜評価理由＞

2017年度中、取締役会は18回開催され、審議に必要な情報が適切に提供されたうえで、各事業分野等に精通した社内取締役と多様な視点から積極的な意見を述べることのできる複数の社外役員により活発な議論が行われ、取締役会の多様性の確保と経営監督機能の強化が推進されていることを確認致しました。

＜課題項目への対応状況＞

昨年度確認した課題項目「取締役会における中長期的な経営課題・成長戦略に関する議論の充実、活性化」に対しては、取締役会での審議・報告事項の充実や個別テーマ検討会開催等、充実に向けた取り組みを実践し、一定の成果が認められました。

また、中長期的な業績と連動した役員報酬制度の実現のため、2017年6月開催の定時株主総会にて、中期経営計画の業績と連動した業績連動型株式報酬制度を新たに導入致しました。

一方で、上記課題項目についてはさらなる充実、活性化等に向けて、継続的な取り組みが必要であることも確認いたしました。

＜今後の取り組み＞

以上の評価結果を踏まえ、今後、引き続き取締役会での十分な議論を行い、さらなる実効性向上のための検討を進めてまいります。

〔補充原則4-14-2〕（取締役・監査役のトレーニングの方針）

当社は、新任社外役員に対し、当社の会社概要説明や事業所見学会等を実施し、当社経営理念、企業経営、事業活動および組織等への理解を深める機会を提供しております。在任中も、取締役会資料の事前説明や会議への出席等を通じて、継続的にその機会を提供しております。

新任社内役員に対しては、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解するための研修の機会を提供し、在任中にこれらの継続的な更新を目的に、定期的な研修を実施しております。

また、経営陣幹部が中長期的な経営課題等について討議を行うトップ研修会を定期的に実施しております。

さらに、個々の役員に応じたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うこととしております。

〔原則5-1〕（株主との建設的な対話に関する方針）

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は、次のとおりです。

（1）株主との対話全般についての統括責任者をIR担当取締役と定め、建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行います。

（2）IR担当部署として設置している経営管理本部企画・広報グループを中心に、法務、財務、経理部門等の関連部門と随時情報共有を行い、有機的な連携の確保に努めます。

（3）対話の手段の充実のため、次の取組みを行っております。

・株主総会は株主に対する説明責任を果たす場と位置付け、「株主総会招集ご通知」等での積極的な情報開示とともに、当日の株主総会の場では事業方針説明を行い、株主からの質問に対する丁寧な説明に努めております。

・アナリスト・機関投資家向け決算説明会を年2回開催しております。

・個人投資家向けIRフォーラムへの参加等により、個人投資家とのコミュニケーションの場を増やすよう努めております。

・当社ホームページにて決算説明会資料、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、株主通信等の投資家向け資料を掲載し、情報の充実に努めております。

（投資家情報）<http://www.shibaura.co.jp/ir/index.html>

（4）対話において把握された株主や機関投資家の意見・懸念は、取締役会や関連部門との共有を行い、企業活動に適切に反映するよう努めます。

（5）インサイダー情報の管理は、芝浦グループ行動基準に則りインサイダー取引防止規程を定め、その遵守により、適切に行います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社東芝	5,193,463	11.73
信越エンジニアリング株式会社	2,597,000	5.86
株式会社ニューフレアテクノロジー	2,597,000	5.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,956,000	4.42
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,647,766	3.72
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,166,000	2.63
MSCO CUSTOMER SECURITIES	769,285	1.73
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	601,000	1.35
芝浦メカトロニクス従業員持株会	573,929	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	554,000	1.25

支配株主 (親会社を除く) の有無	-----
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における (連結) 従業員数	1000人以上
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
井奈波 朋子	弁護士											
高田 裕一郎	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
井奈波 朋子	○	---	弁護士としての経験、知識等を活かし、客観的な立場で社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。 なお、井奈波氏と当社との間に取引関係はなく、多額の金銭その他財産の授受もありません。従いまして、井奈波氏には他の社外役員に比してより高い客観性が期待でき、一般株主との利益相反のない独立性が備わっているものと考え、当社の独立役員として指定しております。

高田 裕一郎	○	高田裕一郎氏は当社の主要な取引先（メインバンク）である株式会社三井住友銀行の業務執行者として2009年10月まで在籍しておりました。	株式会社三井住友銀行からの当社の借入割合は全体の約3割を占めておりますが、高田裕一郎氏は2009年10月に同行を退任し、2018年6月の当社社外取締役就任まで8年を経ております。また、当社社外取締役就任に際し、同行その他グループ会社からメインバンクの立場として当社の経営状況を監督する目的でのあっせんはございません。さらに、当社に同行のポストも特に用意しておりません。 従いまして、高田氏には他の社外役員に比してより高い客観性が期待でき、一般株主との利益相反のない独立性が備わっているものと考え、当社の独立役員として指定いたしました。
--------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査の方針、計画等に関し緊密に連携し、情報交換や事前協議を行っております。内部監査部門として社長直属の「経営監査部」を設置しております。そのミッションは、業績を中心とした経営上の妥当性の監査です。それに対し、遵法を中心とした法令上の監査役による監査及び会計監査人による会計監査が両輪となって監査機能を担っております。また、経営監査部の管理のもとに各部門において自主監査を行う体制も構築しております。監査役と内部監査部門である経営監査部は、監査の方針、計画等に関し緊密に連携し、経営監査部長は内部監査の実施状況や監査結果を監査役に報告しております。また経営監査部長の人事については、監査役との事前協議を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
内田 和政	他の会社の出身者									△	△			
松本 裕之	他の会社の出身者									△	△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内田 和政		内田和政氏は当社の主要株主である株式会社東芝ならびにその関係会社の業務執行者として2010年まで在籍しておりました。	当社の社外監査役としての十分な活動実績があることに加え、経理・財務部門での長年の経歴から財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであること等を勘案し、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。
松本 裕之		松本裕之氏は当社の主要株主である株式会社東芝ならびにその関係会社の業務執行者として2016年まで在籍しておりました。	半導体事業経営に関する豊富な知見や、他社での社外監査役経験を有しております。これまでの経験、知識等を活かした実効的な監査が期待できることから、社外監査役として職務を適切に遂行いただけるものと判断し選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、その他
---------------------------	------------------

該当項目に関する補足説明

社外取締役を除く取締役の報酬は、固定枠（月額報酬）に加え、年次業績連動を勘案して決定する変動枠（賞与）及び中長期の業績向上を目的とする信託を用いた株式報酬にて構成されております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、事業報告、有価証券報告書において、総額の開示を行っております。
2017年度に係る取締役に対する報酬の額は次のとおりです。
取締役11名 151百万円（うち社外取締役2名 9百万円）
（注）上記報酬の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（2017年度中に支給した賞与を含む。）28百万円を5名に支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、基本報酬、付加報酬及び信託を用いた株式報酬により構成され、当該期の業績、中期経営計画に対する業績達成度及び財務状況等を総合的に勘案し加算減算のうえ、取締役については取締役会の決議に基づき、また監査役については監査役の協議に基づき、決定しております。
なお、取締役の報酬については、取締役会での審議に先立ち独立社外取締役への事前説明を行い、助言を得た上で取締役会の審議に付すこと

としており、決定の客観性・透明性を高めております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役に対しては、法務部門が取締役会の事務局として、議案の事前配布や説明を行うとともに、他の取締役との連絡・調整や監査役または監査役会との連携窓口を担当し、職務執行の全般をサポートしております。

社外監査役に対しては、監査役会において取締役会議案の事前協議を行い、重要案件については担当する取締役および経営戦略会議に出席した監査役から説明を受けております。

また、経営監査部、経理部門および法務部門がその職務執行をサポートしており、監査役の職務を補助するスタッフとして監査役附(人員3名)を配置し、他の監査役および取締役等との連絡・調整にあたっております。監査役附の処遇、評価に関しては監査役と事前協議するものとし、その独立性を確保しております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新			0名		
その他の事項 更新					

現在、上記該当者はおりません。

なお、代表取締役社長等を含む役員経験者のうち一定の基準を満たす者を相談役・顧問等に任命できる制度があり、その取扱いについては社内規程に定めております。その任期は1年とし、取締役会にて毎年見直しを行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は7名体制で、その内2名を社外取締役とし、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。月例取締役会を毎月1回開催しており、経営に関する重要事項の決裁に限らず、各取締役および執行役員から業務執行状況について具体的な報告を求め、業務執行を他の取締役及び監査役が監督するとともに、経営方針等についての活発な意見交換、議論を促進しております。

監査役会は3名体制で、その内2名を社外監査役としております。監査役は緊密に連携し、毎月1回取締役会前に開催している監査役会等で取締役会議案に関する事前協議を行い、取締役会に積極的に出席して適時適切な発言を行っております。

監査役監査は、内部監査部門である経営監査部と協議のうえ監査役会が定めた監査の方針、計画に従い、監査役監査基準に基づいて実施しております。

内部監査部門である経営監査部は、当社におけるコーポレート・ガバナンス強化及びコンプライアンス・企業倫理遵守・浸透のチェック機能を有し、経営上の妥当性の監査を中心に、監査役と協議のうえ経営監査部長が定めた監査の方針、計画に従い、各部門の自主監査結果を参考として内部監査実施規程に基づいて実施しており、監査結果は社長のみならず、監査役にも報告しております。改善すべき事項については、改善計画を求め、進捗状況をフォローして各部門における自主改善を促しております。

会計監査人は、監査役と連携して会社法上の監査及び金融商品取引法上の監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社としては、現状の体制にてコーポレート・ガバナンスが十分図れているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、法定期日前に招集通知を発送しております。 また、招集通知の発送日前に当社ホームページにおいて招集通知を開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主の利便性を考慮し、毎年6月20日前後に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRフォーラムへの参加(2017年度1回)等により、個人投資家とのコミュニケーションの場を増やすよう努めております。 今後の継続的な参加を検討してまいります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年2回、決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明会資料、決算短信、有価証券報告書、アニュアルレポート、株主通信等の開示情報をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部 企画・広報グループを設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	芝浦グループ行動基準に基づき、関係会社を含む全従業員への教育ならびに同基準の周知徹底をはかっております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置し、その下部組織に地球環境会議、リスク・コンプライアンス委員会、社会・ES活動委員会を配置し、CSRという概念のもと総合的、包括的に取り組んでおります。 また年1回CSR報告書を作成し、年間活動内容等を、紙面やホームページを利用して配布、公開しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページを利用し情報の公開を行っております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「優れた技術・サービスを提供することで、人々の豊かな暮らしの実現に貢献します」との経営理念の下、当社グループにおける会社業務の適正を確保するため、次の体制を整備、運用するとともに、適宜評価し改善に努めます。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 社会規範に沿った業務運営、企業倫理遵守を徹底するために「芝浦グループ行動基準」を定め、当社の取締役はこれを率先して実践するとともに、関係会社の取締役及び当社グループの従業員がこれを遵守するよう監督する。
- (2) 取締役会は、取締役会規則に従い運営され、原則として毎月開催し、当社グループにおける経営上の重要な事項を審議、決定するとともに、取締役から定期的に職務執行状況の報告を受けることで、取締役の職務執行を監督する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な書類（主要会議議事録、決裁書類、契約書、秘密文書及び当該電子記録媒体等）については、社内規程（文書保存規程、秘密情報管理基本規程等）により、適切に保存及び管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメント規程に従い、当社グループにおけるリスクの平常時管理を行うとともに、緊急時の管理体制をあらかじめ定め、損害発生 の未然防止ならびに損害発生時の被害極小化及び情報の適正開示を図る。
- (2) 経営監査部長は、監査の方針、計画等に関し監査役と連携し、当社グループの内部監査の実施、各部門及び各関係会社の自主監査を統括することにより、損害発生 の未然防止を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループにおける経営上の重要な事項については、取締役会のほか、社長を含む執行役員を兼任する取締役、及び各事業部長、経営企画、営業、技術、生産、経理、総務担当執行役員をメンバーとする経営戦略会議を開催し、経営判断の迅速化と事業運営の効率化を図る。
- (2) 業務執行の審議、報告機関として予算、営業、生産、開発設計等に係る各種会議を原則として毎月開催する。
- (3) 取締役会を含め決裁権限規程に定める決裁機関にて決定された事項に関しては、組織規程、業務分掌規程、役職者責任権限規程等の定めに従い、各職務、職制において適切に業務執行を行う。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの全ての従業員が「芝浦グループ行動基準」を遵守するようCSR (Corporate Social Responsibility) 委員会を設け、企業倫理及び法令遵守の浸透、徹底を組織的、体系的に推進する。
- (2) 法令違反等に関する情報を当社グループの従業員が匿名で相談、通報できる「リスク相談ホットライン」を設置し、問題の早期発見、解決を図る。また、必要により顧問弁護士への相談も活用する。

6. 当社及び関係会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 「芝浦グループ行動基準」の下、当社グループとして目指すべき方向性及び目標等を示し、これを達成できるよう、当社グループ全体で取り組む。
- (2) 当社の経営監査部は、関係会社の経営監査を統括する。
- (3) 関係会社の経営執行を監督するため、当社経営幹部の中から関係会社に非常勤取締役を派遣する。
- (4) 経営管理(関係会社から当社への事前承認事項、報告事項) に関しては、国内関係会社運営規程及び海外関係会社運営規程の定めに従い、適切に運用する。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の職務を補助するため、経営監査部、経理部門及び法務部門が支援する。
- (2) 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合は、監査役と協議のうえ適切な部門から人選し、監査役附を置く。監査役附の処遇、評価に関する事項に関しては監査役と事前協議を行う。
- (3) 当社グループの取締役及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項及び重大な法令等に反する行為等に関し、遅滞なく監査役への報告を行う。
- (4) 監査役は、経営戦略会議等の重要な会議及び委員会に出席することができる。
- (5) 誠実且つ正当な目的で監査役への報告を行った当社グループの取締役及び従業員は、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いを受けない。
- (6) 監査役の職務の執行について生じる費用の処理等は、毎年予算を設けるとともに、取締役及び従業員の職務の執行について生じる費用の処理等の方法に準じて行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役社長は、定期的に監査役との情報交換を行う。
- (2) 監査役は、定期的に会計監査人との情報交換を行う。
- (3) 経理担当部長は、定期的に監査役との情報交換を行う。
- (4) 経営監査部長は、監査役に対し内部監査の結果を報告する。
- (5) 経営監査部長の人事に関しては、監査役との事前協議を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するため、「芝浦グループ行動基準」に反社会的勢力による事業活動への関与の拒絶を明記するとともに、これに基づく体制を次のとおり定めております。

1. 統制環境の整備

当社は前述のとおり、全役員ならびに全従業員が「何をすべきか」また「何をしてはいけないのか」を明確に記載し、法律、社会規範、倫理等についてのコンプライアンスやリスクマネジメントの根幹をなす「芝浦グループ行動基準」を作成し、実践しておりますが、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶について全役員ならびに関係会社を含む全従業員に徹底すべく、2007年4月1日付にて芝浦グループ行動基準の改訂を行いました。

また、当社グループの資材取引基本契約書においても、反社会的勢力との取引を行わない旨の条項を追加することにより、日常の事業活動における、反社会的勢力との関わりを未然に防いでおります。

なお、反社会的勢力対応の専門部署は、当社リスク管理体制の統括部門である法務部門と定めております。

2. リスク認識の徹底及び統制活動の推進

当社は、「芝浦グループ行動基準」に反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶を明記することにより、反社会的勢力に関与することのリスク認識を明確にしております。また、「芝浦グループ行動基準」ならびに反社会的勢力への対応要領等をグループ内ホームページに掲載し、関係会社を含む全役員、全従業員が常に閲覧可能な環境を整え、かつ法務部門による定期的な教育を継続して実施すること等により、反社会的勢力の事業活動への関与の拒絶徹底をはかっております。さらに、「芝浦グループ行動基準」を含む規程が遵守されるべく、入社時には誓約書を取得し、違反者に対しては懲戒処分が行える旨の規定を定めております。

3. 外部との関係構築及び内部への情報伝達体制

当社は、地域警察、顧問弁護士、神奈川県企業防衛対策協議会等の外部機関との連絡窓口を定め、随時情報交換に努める等日々関係の緊密化をはかっております。また、これらの外部機関から得られた情報、ならびに当社または関係会社に対する反社会的勢力の接触があった場合にはその内容及び対応状況等の情報を、担当部門である法務部門から通知、グループ内ホームページへの掲載等を行うことで、内部への周知徹底をはかっております。このように社内外双方の情報交換を充実させることにより、反社会的勢力からの接触到適時適切に対応できる体制を構築しております。

4. モニタリング活動

当社は、構築した内部統制システムの円滑な運用を図り、当該運用を監理する責任者としてCRO (Chief Risk-Compliance Management Officer) を設置するとともに、モニタリングを担当する独立した組織として、経営監査部を設けております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

<添付資料>

